

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年11月1日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1836号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
警察	(略)		警察	(略)		
	警察署	(略) 糸魚川警察署長 <u>佐渡警察署長</u>		警察署	(略) 糸魚川警察署長 <u>佐渡西警察署長</u>	3種
	(略)			(略)		
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規則は、令和元年11月2日から施行する。